基本政策部会の現状

基本政策部会における「今後の内航海運のあり方」の検討状況

2019年6月(第9回)

キックオフ

2019年8月(第10回)

他業種の取組・荷主ヒアリング①

- ▶ トラック業界における働き方改革実現に向けた取組み等について (公社)全日本トラック協会
- ▶ 雑貨系荷主からみた内航海運について 味の素(株)、ライオン(株)

2019年10月(第11回)

他業種の取組・荷主ヒアリング②

- ▶ 建設業界における働き方改革の実現に向けた取組みについて 土地・建設産業局建設業課
- ▶ 産業基礎物資系荷主からみた内航海運について 日本製鉄(株)、コスモ石油(株)

2019年11月(第12回)

内航海運における生産性向上に向けた取組

- ▶ 荷主からの期待や要望を踏まえた議論
- ▶ 内航船員の働き方改革の実現に向けた船員部会での検討状況を説明

2020年1月(第13回)

内航海運業界からのヒアリング・取引環境等の現状と改善の方向性

- ▶ 取引環境の実態や要望等について内航海運業界からプレゼン
- ⇒ 労働環境改善に向けたオペレーター及び荷主の関与のあり方について検討
- ▶ 内航海運における契約実態等を踏まえた契約のあり方について検討

2020年2月(第14回)

内航海運暫定措置事業終了後に必要な取組・業界団体の役割について検討

- 内航海運暫定措置事業の評価
- ▶ 内航海運暫定措置事業終了後に必要な取組及び業界団体の役割

2020年3月(第15回)

内航海運の生産性向上に向けた方策の検討

- 船舶管理会社活用に向けた方策について検討
- ▶ その他生産性向上に向けた施策(船舶の大型化、新技術の活用等)について検討

2020年6月(第16回)

中間とりまとめに向けた方策の方向性について

2020年8月(第17回)

中間とりまとめ(案)の確認

2020年9月

中間とりまとめ公表

とりまとめの全体像

内航海運を取り巻く現状

内航海運暫定措置 事業の終了 船員の高齢化と船員不足の懸念

荷主との硬直的関係脆弱な事業基盤

自動運航技術等の新技術の進展

若年船員の定着等による船員の確保に加え、 荷主等との取引環境の改善や内航海運の生産性向上が必要

<u>荷主のニーズに応え、</u>内航海運の安定的輸送を確保するため、以下の取組を総合的に実施

【船員の労働環境改善・健康確保】

※船員部会等において検討

内航海運を支える船員の確保·育成と 働き方改革の推進

● 船員の労働環境の改善 (労働時間管理の適正化、多様な働き方の実現等)

● 船員の健康確保 (陸上に倣った産業医制度等)

【内航海運の生産性向上】

【市場環境の整備】

内航海運暫定措置事業終了も踏まえた 荷主等との取引環境の適正化

- 船員の労働時間管理に対するオペレーターの関与 強化(船員の労働時間を考慮した運航スケジュール設定)
- 荷主の協力促進(法令遵守への協力を担保)
- 契約の適正化 (書面化)
- 急激な景気変動等への対応(セーフティーネットの存続)

内航海運の運航・経営効率化、 新技術の活用

- **多様な事業形態に対応した仕組みづくり** (船舶管理業の確立)
- 新技術の活用促進 (安全の担保とそれに応じた規制の運用)
- **物流システムの効率化**(RORO船の活用)

具体的施策の取組状況(法改正事項1)

(1)荷主等との取引環境の改善

【オペレーターの関与強化】

具体的施策の内容	取組状況
運航スケジュールを設定する際、船員の労働時間を考慮することを	内航海運業法改正案において、左記事項
義務付け	を規定。
オーナーに労務管理責任者を置き、オーナー側からオペレーター	船員法改正案及び内航海運業法改正案に
側に船員の労働時間が共有される仕組みの構築	おいて、左記事項を規定。

【荷主の協力促進】

具体的施策の内容	取組状況
荷主が内航海運業者による法令遵守に配慮する責務の明確化	内航海運業法改正案において、左記事項 を規定。
内航海運業者の法令違反が荷主の行為に起因する場合、国土交 通大臣による荷主勧告・公表	内航海運業法改正案において、左記制度 を規定。

具体的施策の取組状況(法改正事項2)

【契約の適正化】

具体的施策の内容	取組状況
電子的方法又は書面による契約を担保する仕組みの構築	内航海運業法改正案において、契約の書 面又は電子的方法による交付を義務化。
一定の事項(荷役時の作業分担等)を契約上明記することを担保 する仕組みの構築	内航海運業法改正案において、国土交通 省令で契約の際の記載事項を定めることを 規定。

(2) 運航・経営効率化、新技術の活用

【所有と管理の分離に対応した仕組みづくり】

具体的施策の内容	取組状況
マンニング事業者のみならず船舶管理契約を用いる狭義の船舶管	内航海運業法改正案において、船舶管理
理会社も含めて制度上の位置づけを付与	業の登録制度を規定。

【新技術の活用】

具体的施策の内容	取組状況
船舶検査の合理化	船舶安全法改正案において、遠隔監視技 術を活用した場合の船舶検査に係る規制 緩和措置を講じる。

内航輸送実績の推移 (2019.1~2020.12) ※トン・KLベース

- 貨物船の令和2年12月の輸送量は、17,979千トンであり、対前年同月比101%と前年の水準に戻りつつある。
- 油送船の令和2年12月の輸送量は、9,683千KLであり、対前年同月比92%と依然前年の水準を下回っている。

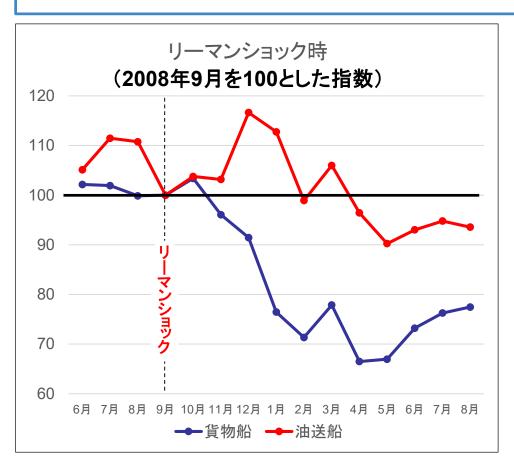


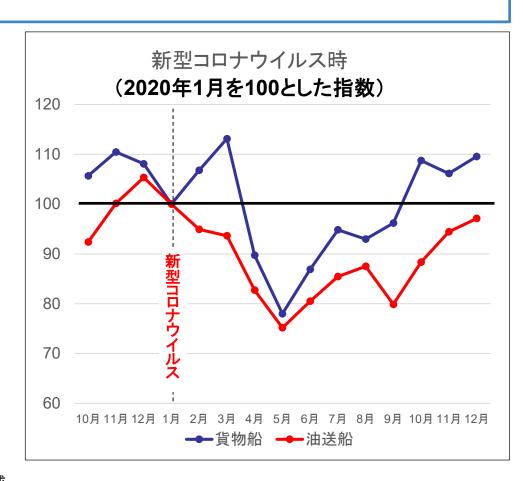


出典:内航総連「内航主要オペレーター輸送動向調査」

新型コロナウイルス感染症による内航輸送量の変化(リーマンショック時との比較)

- リーマンショック時と新型コロナウイルス時の輸送量(トン・KLベース)の推移を比較すると、
 - 1)リーマン時の方がより長期に影響が出ている
 - 2)リーマン時は貨物船に、新型コロナウイルス時は油送船により大きな影響が出ている
 - ことが見て取れ、今後とも推移を注視する必要。





出典:内航総連「内航主要オペレーター輸送動向調査」を基に海事局内航課作成

注)上記グラフは、季節要因による輸送量の変動を取り除いていないことに留意が必要である。